

公益社団法人
宮崎県畜産協会定款

公益社団法人 宮崎県畜産協会

公益社団法人宮崎県畜産協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人宮崎県畜産協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農業者等の畜産経営の安定・発展、家畜衛生の向上並びに家畜の円滑な流通等に貢献し、もって畜産の振興と消費者への畜産物の安定供給に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産経営、畜産技術及び家畜衛生の向上等に係る支援・指導に関する事業
- (2) 家畜・畜産物の価格変動により生ずる畜産経営体の損失補てん、家畜の改良及び家畜取引の活性化に関する事業
- (3) 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査及び研究に関する事業
- (4) 一般消費者等への畜産及び畜産物の各種情報提供、知識の普及・啓発に関する事業
- (5) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛についての生産者補給金交付契約の締結、生産者積立金の積立、及び生産者補給金の交付に関する事業
- (6) 畜産経営の安定に関する法律（昭和63年法律第183号）に基づく肉用牛についての肥育牛補てん金交付契約の締結、生産者負担金の積立、及び肥育牛補てん金の交付に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮崎県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した次の団体
 - ア 県
 - イ 市町村
 - ウ 農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、本県の全部若しくは一部をその地区とするもの又は事業を実施するため本県に従たる事務所を有する全国をその地区とするもの
 - エ その他この法人の目的に賛同する団体

(2) 準会員 この法人の事業を協賛する目的で入会した団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員及び準会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、この法人の事業に関しこの法人と密接な協力関係にある団体で会費規程に定めるものについては、会費の納入を要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 会員である団体が解散したとき。

(拠出金品の払戻し)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、預り寄託金については、拠出した会員が退会したときは、総会において別に定める算定方式により算定した金額を、拠出した会員に返還するものとする。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(召集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

2 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による決議)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって決議行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催される日の前日までに会長に提出しなければならない。
- 3 第1項の代理人は代理権を証する書面を総会が始まる前までに、会長に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権行使するものは、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

第5章 役員

(役員の選任)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち会長は1名、専務理事及び常務理事は合わせて2名以内とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、専務理事、常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は職員（法人法に規定する使用人をいう。以下同じ）を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第28条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 前2号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(召集)

第31条 理事会は、会長が召集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を召集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

第7章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第35条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び事務決裁に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の決議を経て、直近の総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。
- 2 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分の制限)

第44条 この法人は、剰余金の配分をすることはできない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

第11章 補則

(細則)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は羽田正治、専務理事は廉谷展良とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行なったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の改正は、平成27年6月24日（総会の決議のあった日）から施行する。
- 5 この定款の改正は、令和元年6月27日（総会の決議のあった日）から施行する。